

役員報酬ならびに旅費に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人不二健育会(以下「法人」という。)の役員報酬ならびに旅費に関して必要な事項を定めるものとする。

(給与)

第2条 理事長の給与は日額 60,000 円とする。理事の給与は日額 40,000 円とする。監事の給与は、理事と同額とする。但し、給与は4時間未満の場合はそれぞれ半額支給する。非常勤役員が研修に参加する場合は、給与は支給しない。

(費用弁償)

第3条 非常勤役員が法人より指示のあった研修等に参加した場合、報告書及び法人指定の経費精算書を提出する事により、その研修費、交通費(実費)を支給する。尚、宿泊に関しては法人が必要と認めた場合は支給する。

1. 日当を支給する。額は 6,000 円とする。但し、6 時間未満は半額を支給する。
2. 旅費の支給方法その他は、理事長が定める。

(改正の手続き)

第4条 この規程を改正するときは、評議員会の決議を経て行うものとする。

附則

この規程は、平成29年6月20日から施行する。

評議員の報酬ならびに旅費に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人不二健育会(以下「法人」という。)の評議員の報酬ならびに旅費に関して必要な事項を定めるものとする。

(給与)

第2条 評議員の給与は日額 20,000 円とする。但し、給与は4時間未満の場合はそれぞれ半額支給する。評議員が研修に参加する場合は、給与は支給しない。

(費用弁償)

第3条 評議員が法人より指示のあった研修等に参加した場合、報告書及び法人指定の経費精算書を提出する事により、その研修費、交通費(実費)を支給する。尚、宿泊に関しては法人が必要と認めた場合は支給する。

1. 日当を支給する。額は 6,000 円とする。但し、6 時間未満は半額を支給する。
2. 旅費の支給方法その他は、理事長が定める。

(改正の手続き)

第4条 この規程を改正するときは、理事会の承認を経て行うものとする。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。